ペットボトル拠点回収場所の一部変更

清掃センター ☎45-4797

4月から旧森町公民館から旧荒沢小学校玄関に変わりました。

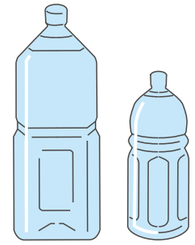

税トピ！

税の話題を毎月お届け

●国民健康保険税の軽減を受けるには所得の申告が必要です

健康づくり課 ☎34-5442

前年の所得がなかった人は、市・県民税申告をすると、保険税の軽減を受けられることがあります。税務課、栄・下田各サービスセンターのいずれかで申告ください。

●税に関するお知らせ

税務課 ☎34-5530

・家屋調査

今年中に新築、増改築した建物は、次年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域を除く）の課税対象になります。評価額を算出する家屋調査に伺いますので、協力ください。全部屋と外部を調査し、約20～120分かかります。通常は建物表題登記の翌月以降に行いますが、引っ越し前などに希望する人は、事前に連絡ください。

・公衆用道路の非課税申告

公衆用道路として利用され、分筆か測量で地積が確定されている土地は、申告すると固定資産税が非課税となることがあります。該当の人は相談ください。

・令和7年度評価証明書、公課証明書

とき…4月1日㈫から
ところ…市民総合窓口、栄・下田各サービスセンター

申請できる人（持ち物）…・固定資産の所有者、納税管理人、相続人（本人確認書類）
・借地人、借家人（本人確認書類、賃貸借契約書）
手数料…300円
＊所有者などが法人のときや、法人以外でも申請者の手書きでないときは、申請者の押印が必要です。
＊家族を含む代理人が申請するときは、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

・令和7年度固定資産の縦覧

固定資産税と都市計画税の基礎となる固定資産の価格などを、他の土地や家屋と比較できます。
とき…4月1日㈫～30日㈬
ところ…税務課、栄・下田各サービスセンター
縦覧できる人…固定資産税の納税者、納税管理人、代理人
持ち物…納税通知書か課税明細書、本人確認書類（顔写真のないものは2点）
＊代理人は納税者や納税管理人の委任状が必要です。

・固定資産の所有者が亡くなったときは

所有者が亡くなったときの固定資産税は、相続人全員が納税義務者となります。相続内容が確定したら、早めに法務局で手続きください。

登記が完了するまでは、現所有者申告書（兼相続人代表者指定届）を提出し、納税通知書などの受取人を指定ください。申告書は、死亡届の翌月以降に郵送します。

未登記の家屋を所有しているときは、未登記家屋所有者変更届を提出ください。

口座振替で納税していたときは、口座の変更手続きが必要です。

今月の税金・料金

納期限…4月30日㈬
固定資産税・都市計画税……第1期
介護保険料……第1期
保育料・副食費（公立）……4月分
市営・県営住宅使用料（駐車料）……4月分
水道料金・下水道使用料……4月分

●夜間納税相談

とき…毎週火曜日 午後5時30分～7時（祝日を除く）
ところ・問い合わせ…税務課 ☎34-5531

市役所の組織の変更
収納課を税務課に統合しました

政策推進課 ☎34-5520

次のことは、今後は税務課 ☎34-5532 へ問い合わせください。

市税などの納期限、納め方、口座振替、還付・充当、納税相談

今年度の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

健康づくり課 ☎34-5442

国民健康保険税

今年度の国民健康保険税率は昨年度から変わりませんが、医療保険分と後期高齢者支援金分の課税限度額と、均等割額と平等割額が軽減される所得の基準の一部が変更となります。納税通知書は7月中旬に送ります。

区分		税率など
医療保険分	所得割率	6.42%
	均等割額（1人当たり）	22,500円
	平等割額（1世帯当たり）	18,300円
	課税限度額	66万円*1
後期高齢者支援金分	所得割率	2.85%
	均等割額（1人当たり）	9,500円
	平等割額（1世帯当たり）	7,800円
	課税限度額	26万円*2
介護保険分	所得割率	1.93%
	均等割額（1人当たり）	13,000円
	課税限度額	17万円
課税限度額の合計		109万円

均等割額と平等割額が軽減される所得の基準

軽減割合	基準額
7割	43万円＋10万円×（給与所得者等*5の数－1）
5割	43万円＋30万5千円*3×加入者数＋10万円×（給与所得者等*5の数－1）
2割	43万円＋56万円*4×加入者数＋10万円×（給与所得者等*5の数－1）

後期高齢者医療保険料

今年度の後期高齢者医療保険料率は昨年度から変わりませんが、均等割額が軽減される所得の基準の一部が変更になります。納入通知書は7月中旬に送ります。

区分	料率など
均等割額	44,200円
所得割率	8.61%
賦課限度額	80万円

均等割額が軽減される所得の基準

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額
7割	43万円＋10万円×（給与所得者等*5の数－1）以下	13,260円
5割	43万円＋（被保険者数×30万5千円*3）＋10万円×（給与所得者等*5の数－1）以下	22,100円
2割	43万円＋（被保険者数×56万円*4）＋10万円×（給与所得者等*5の数－1）以下	35,360円

＊1　65万円から変更　＊2　24万円から変更　＊3　29万5千円から変更　＊4　54万5千円から変更
＊5　55万円を超す給与や公的年金等（65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超）の収入がある人

問い合わせ…健康づくり課 ☎34-5442、新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎025-285-3222

募集

子ども記者の募集

政策推進課 ☎34-5523

広報さんじょう子ども版をつくります。

資格要件…市内在住か在学の小学校・義務教育学校4～6年生
募集人数…10人程度
任期…4月～令和8年3月
活動内容…平日夕方や休日に会議10回程度、取材2回程度
報酬…図書カード2千円分
応募方法…任意の様式に住所、氏名（ふりがな）、生年月日、性別、学校名、学年、電話番号、メールアドレスを書いて提出ください。
・持参、郵送
〒955-8686 三条市 政策推進課
・メール seisaku@city.sanjo.niigata.jp
応募期限…4月21日㈪